

技術レポート

**市街化区域に隣接した農村集落整備の計画と実施**  
*Design and Implementation of Rural Development and Farmland  
Consolidation Adjacent to the Urbanization Promoting Area*

**瓜 生 隆 宏**  
(URYU Takahiro)

農業農村工学会誌 第81巻 第9号 別刷

平成25年9月

# 市街化区域に隣接した農村集落整備の計画と実施

Design and Implementation of Rural Development and Farmland Consolidation Adjacent to the Urbanization Promoting Area

瓜生 隆宏<sup>†</sup>  
(URYU Takahiro)

## I. はじめに

上津橋地区は、神戸市西区の南部に位置し、三方を市街化区域に囲まれた水稲やコマツナ、ミズナなどの軟弱野菜の栽培を中心とした農業意欲が高い地域である。しかし、農地は未整備で、農振白地農地が点在し、転用を希望する農地もあり、今後の営農推進、基盤整備を進める上で大きな阻害要因となっていた。

このような地区において、神戸市の条例に基づき、住民参加による計画をベースに、農地と集落の整備を実施した。本報では、農地転用圧力から優良な農地を保全するため、住民参加による計画がどのように事業計画に反映され、事業が実施されたかを紹介する。

## II. 住民参加による計画策定

### 1. 人と自然との共生ゾーン条例

平成8年に、地元より圃場整備の要望が上がり、平成11年には事業の基本構想と整備計画を作成した。

一方、神戸市では、平成8年4月に、「人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例」（以下、「条例」という）が制定された。これは、農業・農村区域の秩序ある土地利用の推進、景観の保全および形成、里づくり計画の作成などを行うことにより、農業の振興、農村の活性化および市民相互のふれあいを進めることを目的としている。

条例と土地利用関係法規の関係を図-1に示す。さらに共生ゾーン内は図-2に示すような用途区域に区分指定される。

### 2. 里づくり計画の策定

条例では、共生ゾーン内の土地利用の計画的な推進のため、集落ごとに「里づくり協議会」を設立し、地域の将来計画である「里づくり計画」を策定することになっている。上津橋でも学識経験者を交えた検討会が15回にわたり開催され、平成13年に「上津橋里づくり計画書」を策定した。

これをもとに、平成13～15年には、農業生産基盤

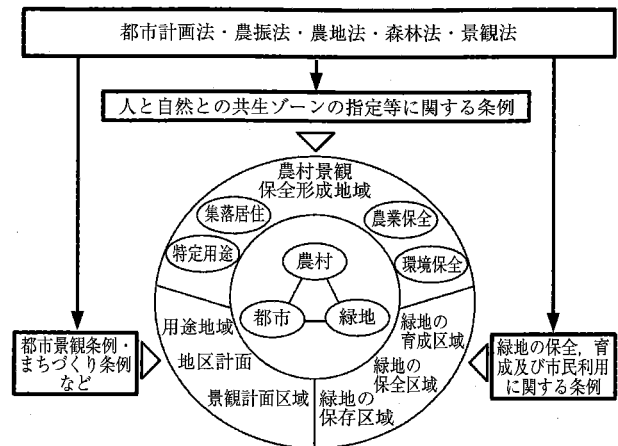


図-1 共生ゾーン条例と土地利用関係法規<sup>1)</sup>

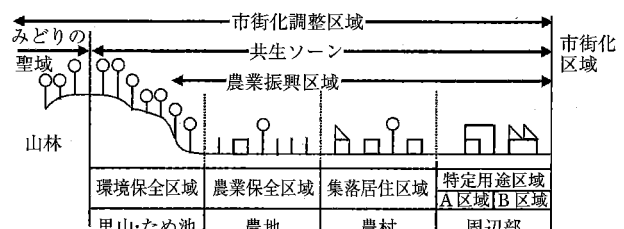


図-2 共生ゾーン内の用途指定<sup>1)</sup>

整備を含めた集落基盤整備計画を策定し、平成16年度に集落基盤整備事業として国へ採択申請し、平成17年度から、県営事業として着手した。

## III. 事業の実施

「上津橋里づくり計画書」によると、地区の解決すべき課題として、①土地利用、②生産基盤整備、③農業振興、④生活環境整備、⑤自然環境・景観保全、⑥都市との交流、の6つの項目を挙げている。これらの課題を、どのように事業実施を通じて解決したかを、以下に解説する。

### 1. 土地利用

計画では、地区の農業の振興を図りながら、住民の利便性を高め、農地や里山の自然環境を保全するた

<sup>†</sup>兵庫県但馬県民局朝来土地改良センター

土地利用計画、集落計画、圃場整備、換地、住民参加、環境保全、農地環境・景観

め、地区内に用途区域を設定している。事業実施においては、土木的な基盤造成と並行して、換地手法により用途区域に沿った土地利用の再編を行った。

周辺の市街化区域からの農地転用圧力を考慮し、農地は大区画の優良な農地へ集約した。点在していた農振白地も集約し、市街化区域や新規計画道路に隣接配置して、貸し農園として利用することにした。新規宅地は、異種目換地により非農用地として創設され、既存集落に隣接配置された。公園、直売所などの用地は、廃止したため池を原資として集落や道路に隣接した利用度の高い場所に配置された(図-3)。



図-3 地区計画平面図

## 2. 生産基盤整備, 農業振興

水稻, 軟弱野菜の栽培に適した, 30m×100m区画の水田, 40m×50m区画の畑地が基盤造成された。用水と排水系統が分離され, 用水のパイプライン化で灌漑による野菜のための病虫害防除が有利になった。また, 点在する小池に頼っていた高台の畑地の用水確保ができた。営農面では, 集落営農が, 圃場整備を機に進むと思われる。

## 3. 生活環境整備

土地改良法5条6項の手続きを経て, 旧来の道路を事業地区に取り込み, 幅員4mの道路が整備された。これにより地区内の移動の利便が飛躍的に向上した。通過交通対策は, 都市計画道路の新規計画があり, この用地を, 異種目換地により非農用地として残している。

## 4. 自然環境・景観保全, 都市との交流

この地区は, 明石川から取水し灌漑していたため, 常時豊富な水が流下し, 河川と水田が連続した豊かな水環境を形成していた。用水のパイプライン化により

この環境が阻害される懸念があった。工事では, 排水路に明石川からの水を導水し, 水路の環境配慮工法や水田魚道を取り入れ従前の環境を代償した。

この環境を生かす農業体験や環境学習を目的としたNPOや消費者団体が, 平成18年よりこの地域をフィールドとして活動を始めた。年5回ほどイベントを開催するなど地区住民との交流を活発にしている。

## IV. おわりに

事業発意から17年を経過して平成24年3月に事業を完了した。最終事業概要を表-1に示す。

表-1 集落基盤整備事業 上津橋地区の概要

事業計画面積	117.5 ha
総事業費(最終)	11億1,840万円
工期	平成17~23年度
事業量	
圃場整備	整地工38.3 ha, (田27.8 ha 畑10.5 ha), 用水工7.1 km, 排水工6.0 km, 道路工6.5 km
農業集落道	396 m
用地整備	直売所1,227 m <sup>2</sup> , 共同農機具庫1,227 m <sup>2</sup> , 農村公園2,054 m <sup>2</sup> , 貸し農園0.9 ha
宅地用地確保	(1.6 ha 造成は他事業)

本事業は, 計画段階から地区住民が参加し, それを学識経験者(大学), 行政が支援した。また, 周囲の市街化区域からの農地転用圧力を考慮し, 地区内の土地利用の再編が, 換地手法により実現されたことは大いに評価できるものである。

今後, 造成された農地と施設の有効利用と維持管理が地区住民に託されている。

## 参考文献

- 1) 神戸市ホームページ: 人と自然との共生ゾーン(2012), <http://www.city.kobe.lg.jp/information/project/industry/symbiosis/index.html>
- 2) 上津橋里づくり協議会: 平野町上津橋地区里づくり計画書, 73p, (2001)
- 3) 瓜生隆宏ほか: 市街化区域に隣接した農村集落整備の実施と今後の展開, 第69回研究発表会講演要旨集, 農業農村工学会京都支部, pp.172~173 (2012)

[2013.7.1.受稿]

## 瓜生 隆宏(正会員)



**略 歴**  
 1956年 兵庫県に生まれる  
 1980年 神戸大学農学部卒業  
 兵庫県入庁  
 2012年 兵庫県但馬県民局朝来土地改良センター  
 現在に至る